

市長と語ろう地域ミーティング [南中山地区] 開催結果

開催日時	平成21年5月8日(金) 午後7時30分～9時10分
会場	南中山公民館
出席者	(地区) 120人 (市側) 市長、今立総合支所長、企画部理事、 環境政策課長、防災安全課長、観光振興課長、 社会福祉課長、都市計画課長 管財・契約検査室室長、福祉保健部政策幹 水道部政策幹、今立総合支所政策幹
司会進行	今立総合支所 地域振興課 課長
記録	〃 地域振興課 副課長
担当	秘書広報課 市民自治推進課

市民憲章唱和

南中山地区自治振興会 会長あいさつ

お仕事でお疲れのところ、皆さん多数参加くださりましてありがとうございます。

また、市長さんをはじめ、市幹部の皆さんの出席に対しまして、併せてお礼申し上げます。振興会は総会も終了し、全体会を開催、7つの部会で事業を進めてまいります。本日は、市長さんから、直に本年度の事業などについてご説明いただけることになっております。終了予定時刻は9時ということですが、それにとらわれずにドシドシ発言していただきませうようお願いいたします。

地区役員等紹介

- ・自治振興会会長
- ・自治振興会副会長
- ・ 同 副会長
- ・市議会議員

市長あいさつおよび説明

(別添資料参照)

出席職員を紹介

地区からの代表質問・意見（自治振興会事務局長が進行）

Q 1：中津山町区長

<越前市の電話回線の非通知表示について>

越前市の各担当課からかかる電話については、すべて非通知でかかります。最近、電話での詐欺行為も多く、非通知の場合受け取り拒否をされる方も増えております。

また、せっかく電話をいただいた履歴もあるのに、こちらからかけ直すことも出来ません。この件について、理由と今後の対策についてお教えてください。

A 1：管財・契約検査室長

市民の皆様には、大変ご不便をおかけいたしまして、申し訳ございません。市からの電話が非通知となっておりますのは、技術的な理由からでございます。市では、25本の外線の電話回線を契約していますが、それに繋がっている内線の電話回線は62本あります。これはどうしてかといいますと、62本の電話を一斉に同時に使うということが普通は無いからです。このように、少ない契約本数で、効率的にたくさんの電話が使えるような仕組みになっています。

つまり、ある部署からの電話は、電話交換機で、25本の電話番号の中から空いている番号を自動的に選んで、市民の皆さんへ電話を掛けているのです。また、交換機も17年前の古いもので、掛けた部署の番号が通知できないため、非通知としております。

そこで、電話を受けられるときに、非通知の時は拒否するように設定されている場合は、電話番号の頭に「186」をつけて電話を掛けておりますが、その場合は掛けた部署と異なる番号がナンバーディスプレイに出ますので、お留守の場合は伝言なり、留守番電話に担当者の課名、氏名及び課の電話番号を告げるよう、職員に周知しているところでございます。引き続き、職員に指導してまいりますとともに、財政が大変厳しい中でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

Q 2：女性会会長

<ゴミの分別、収集について>

プラスチックゴミと不燃ごみの分別の進捗度合いについて

プラゴミと不燃ごみの分別については、住民にずいぶん浸透しましたが、まだ各集落、各家庭で取り組みにばらつきがあると思います。今一度、市全体の実状についてお教えてください。

また、今後、埋め立てゴミの減量策として、資源ゴミを増やそうとすればプラの汚れを、洗剤で洗うことにより、かえって環境負荷を増やすことにもなります。この点についても、

あわせてお聞かせください。さらに、地域でゴミの分別についての啓蒙活動を進める中で、市内先進地の事例があればお教えてください。

粗大ゴミの収集について

本年度から粗大ゴミの収集は年1回となりますが、住民への広報の方法と、もし出し忘れた場合は何か方法がありますか。

A2：環境政策課長

ピンクのゴミ袋で出していただいているプラスチック製容器包装ごみ（いわゆるプラゴミ）は、南越清掃組合第2清掃センターのプラスチック圧縮減容施設へ搬入されます。この施設で風力選別や手選別作業等により異物除去が行われた後、圧縮梱包して再資源化するため、リサイクル業者に引き渡されています。

プラスチック容器包装ゴミについては、分別収集を開始した平成14年度は半年で357トンであったのが、20年度は1,190トンとなり大きく増加してきています。また、燃やせないゴミについては、14年度の3,480トンが、平成20年度は1,907トンと大きく減少しています。このことは、分別による効果であると考えられ、市民の皆様のご協力によるものであり厚くお礼申し上げます。プラゴミの汚れの水洗いにつきましては、容器の中身は極力使い切ってください、軽い水洗いで落ちる程度の汚れを取り除いていただくということで、ご理解をいただきたいと考えております。

取れにくい汚れは、紙などでふき取っていただくか、ケチャップやマヨネーズなどの拭取りにくい容器はハサミで二つに切っていただき紙などでふき取ったあと、軽く水洗いしてピンクのゴミ袋で出していただくようよろしくお願いいたします。

また、地域のゴミ分別の啓蒙活動については、毎年、市の出前講座を活用し、取組みの強化を図っている地区もありますので、是非ご利用ください。（北日野地区では、毎年度5町内程度ずつ実施）

粗大ごみの収集については、本年度より年1回の収集とさせていただきます。

住民の方への広報については、地区区長会での説明を行い、3月には全家庭にチラシを配布し、周知を図ってまいりました。また、収集日が近くなりましたら、区長さんを通じてチラシを配布し周知させていただきます。また、出し忘れてしまった場合は、有料となりますが、直接、第2清掃センターへ持ち込んでいただきたくよろしくお願いいたします。

Q3：民生児童委員

<民生委員について>

民生委員への個人情報の公開について

防災安全課が中心となり作成した要援護者名簿のメンテナンスについて、区長を通じて

民生委員に依頼があったが、民生委員は担当地区の身体障害者手帳の保持者の情報については知らされていないため十分に対応できません。

また、援護者名簿を作成するにあたり、今の方法では十分に実状を反映しているとはいえません。今後、集落を中心とした援護者の把握が重要となるのではないのでしょうか。そのためにも、出せる情報の公開を検討ください。

民生委員との担当各課との連携について

長寿福祉課担当の介護保険の有効期限（6ヵ月使用しないと切れてしまう）とか、社会福祉課が担当している身障者手帳を持っている人の、介護保険申請での訪問調査における市側の対応など、課の横断的な対応が不十分であり、今後の市役所内部での担当各課の連携策及び市と民生委員との関係について、情報の共有化も含めたよりきめ細かな対応策はないのでしょうか。

A 3 - 1 : 防災安全課長

市では、災害時に自力で避難することが特に困難と思われる方々を要援護者として把握し、その1人ひとりについて具体的な避難支援計画を作成する取組みを進めています。この取組みを進めていくためには、平常時から、市と民生委員さん・区長さんをはじめとする自主防災組織及び福祉関係者との間で、要援護者情報の収集、共有が不可欠であると考えています。

お尋ねのありました要援護者名簿には、重度の障害をお持ちの方や重度の介護を要する方のうち、災害時要援護者として、住所や氏名の情報の開示に同意された方が登録されています。この名簿への登録は、平成18年度から20年度に、自ら要援護者名簿への登録を希望した方や、区長等が直接働きかけ、本人から同意を得ることができた方となっています。いずれも本人の意思を尊重し、個人情報保護に配慮して行っております。

市では、身障者情報などにつきましては公開を望まない方も多く、情報公開については慎重に取り組むべきものと考えております。障害の名称だけでは、本人の詳しい身体状況はわからないのが現状でありまして、民生委員さんの「情報が不十分なため対応できない」とおっしゃることも重々承知しておりますが、市としましては、地域の中で、直接本人と面談する中から貴重な情報を得た上で、災害時に、要援護者1人ひとりが最も適切な方法で支援者と連携し、安全に避難ができるような体制を整備していきたいと考えています。この点を十分ご理解いただきまして、ご協力くださいますようお願いいたします。

A 3 - 2 : 介護保険室長

介護保険サービスの申請窓口は長寿福祉課、障害者の福祉サービスの申請窓口は社会福祉課となっておりますが、職員同士が連携し、相談者や申請者に必要な福祉サービスが提供できるよう努めているところです。

ご指摘がありました介護保険の要介護認定の更新については、有効期限の60日前に本人

宛に通知を行っています。また、担当のケアマネジャーにおいても常に把握することとなっています。

通知内容などの理解が困難な高齢者家庭については、申し出により別居している親族に転送するサービスも行っております。介護保険情報の開示範囲は、認定申請時に本人の同意をいただいた範囲となっており、地域包括支援センターや担当のケアマネジャー、本人と契約関係にある介護保険事業者などに限られていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、身体障害者手帳の取得者の場合、65歳以上は介護保険での福祉サービス利用が優先します。また、40歳以上で脳血管疾患や慢性関節リュウマチなど16種類の特定疾病により要介護状態となった場合は、介護保険が利用できることとなっています。

若くして介護保険の対象となった場合等は、訪問調査の際に介護保険担当者と障害福祉サービス担当者が一緒にお伺いし、今後の自立に向けたサービスの組み合わせを考えたり、複雑な問題を抱えたケースによっては、民生委員さんをはじめ関係機関と連携し、検討会議を開くなどの取り組みを行っていますので、いろいろとご相談いただきますようお願いいたします。

補足説明 民生児童委員の活動内容について（社会福祉課長）

民生児童委員の役割は、

- ・地域の身近な相談者としての活動
- ・見守り活動の推進役
- ・要保護・準用保護者の認定及び証明
- ・地域福祉の担い手
- ・障害・要援護者への支援
- ・各種調査・相談業務 などが挙げられます。

民生児童委員は、地域における子供から高齢者まですべての人に対し、相談や見守り、福祉にかかる業務全般にかかわります。都市化の進行、少子化、核家族化に伴い、昔のような地域での相互扶助の関係が希薄になる一方、虐待、いじめ、孤独死などとともに、防災や安全対策などの新しい課題が増えています。地域福祉の担い手で、相談者としての民生児童委員の役割は増大しています。

昨年度、市では地域別ワークショップで各種福祉関係者による意見交換を行い、市地域福祉計画を策定いたしました。その中で、「心ふれあう福祉のまちづくり」を推進いたします。そのためには、行政や福祉活動機関、自治振興会、民生児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、諸団体のネットワークづくりが重要です。皆様のご協力をお願いいたします。

Q4：自治振興会事務局長

<市職員との協働によるまちづくりについて>

自治振興会も、今年が当初の計画の最終年度となり、課題の中間まとめをしなくてはなりません。3年半いろいろ取り組む中で、やるべき内容は山のようにあり、市職員の地域での協力なしでは課題解決はなしえません。

担当課（職員課）では「一人一役」など仕組みづくりをなさっていると思いますが、具体的な取組み及び進捗度合いについて教えてください。

A4：市長

協働のまちづくりを進めるためには、職員一人ひとりが市民自治組織との「協働」について正しく認識し、意識改革を進め、積極的にそれぞれの立場で役割を果たしていく必要があると思います。そのために次のことが大切です。

1．各職員が、住居する地域の振興会へ積極的に参加する。

2．担当課が、積極的に振興会と協働の取組みを進めていく。

3．公民館主事に対し地域支援主事という併任辞令を出すことで、自治振興会の取組みを支え、事務局体制のサポートを行ってもらう。

市では、現在「職員一人一役運動」を進め、地域活動やさまざまな活動に積極的に参加し、「市民の目線」に立つことを心掛けることによって、地域や市民が望む施策を推進するよう取組みを進めております。また、昨年、一昨年と全職員を対象として「協働」に関する研修会を実施しております。「協働」の意義、必要性を理解したうえで、さらに職員の意識改革を図ってまいりたいと考えています。

なお、今年度においても、4月に総務部長と市民生活部長の連名で全職員に対して、改めて「一人一役運動」の徹底を呼び掛け、現在、活動状況の報告を求めているところであります。

また、5月には自治振興会連合会と区長会連合会が統合し、新たに自治連合会が発足するに伴い、自治振興会活動がこれまで以上に重要となってくることから、4月より各公民館主事に対し地域支援主事の併任辞令を出し、これまで以上に地域の事業を支援する体制を取りました。

Q5：自治振興会事務局長

地域活動の拠点となる自治振興会には、担当各課から推薦とか委嘱依頼が数多くまいっておりますが、その各委員会委員の適任者を選出するのに苦慮している状況です。

また、地区代表として選任された委員が、委員会等での取り決め事項等を各地区で取り組む場合も苦慮している状況であります。

担当課の方々も現場に赴き、一緒に参画願えませんか。それも協働だと思われる。顔を見ながらお互いの息づかいを感じながら、私たちは一緒に進めたいです。

A 5 : 山木市民自治推進課長

市が地区に選出をお願いしている委員には、マイバック運動を推進している E E ネットワーク協議会の委員や、健康 21 事業を推進する健康づくり推進協議会の委員、男女共同参画推進会議の地域代表などがあります。

これまで、委員選出に際しては、国、県や市においてどのような方向性のもとで委員の選出が必要となったのか、また、どのような活動が期待されているのかなどの情報が不足し、地区の中でどなたが最も適任であるかの判断が難しく、結果的に振興会内の各部会の代表者や、関係の各種団体長さんなどを選出していただいているのが実情ではないかと思われま

す。今後は、委員選出に関する情報提供や説明を十分行うように努めさせていただきます。また、今後は、自治連合会の専門部会事業として、各部会での研修事業において、各関係課が同じテーブルで協議を重ねたり、専門的課題の解決に向け積極的に参画するとともに、各振興会における専門部会での事業企画等にも、担当職員が参画できるようなシステムも考えていきたいと思

います。なお、地区や各団体の要請に対して、市関係課が市の施策や制度などをそれぞれの地域に出向いて説明する、市政出前講座も実施しておりますので、積極的に利用くださいますようお願い致します。

一般質問

Q 6 - 1 : 中津山町

< プラスチックゴミの排出量は？ >

平成 20 年度のプラスチックゴミの処理量は、1,190 トンの処理量との説明であった。「トン表示」では一般市民はなかなか実感できない。平成 14 年度の組合（市）説明では、1 日 1 人当たり 10 グラム削減目標にしています。全国の目標値が 11 グラム。現在の目標値は 1 日 1 人当たり何グラムでしょうか。

プラスチックゴミの処理に関して、以前に受けた説明では、岡山県の日本鋼管でペレット状態に処理され、燃料として出荷されるとのことでしたが、現在はどのようなのでしょうか？

A 6 - 1 : 環境政策課長

プラスチックゴミの処理量は、1,190 トンを 365 日で割っていただければいいのですが、一般ゴミも含めた 1 日 1 人当たりのごみ排出量の目標値は 790 グラムです。平成 20 年度は 780 グラムで、若干下がっております。プラスチックゴミの値は、後ほど計算してお示しいたしますので、ご理解いただきたいと思

います。それから、現在収集していますのは、プラスチック製包装容器でして、市内のリサイクル業者に処理委託をしています。燃やせないゴミの中のプラスチックにつきましては、県

外業者がペレット状態に処理していると清掃組合から聞いております。

Q 6 - 2 : 中津山町

以前は、プラスチック製包装容器が日本鋼管へ行っていたようですが。

A 6 - 2 : 環境政策課長

プラスチック製包装容器については、市内のリサイクル業者に処理委託をしています。その業者から岡山県へ行ったかどうかは定かではございません。

それから、年間すべてのゴミの排出量は 25,000 トンです。そのうちプラスチックゴミが 1,190 トン、約 5 %です。

意見交換終了

「ゆるゆる体操」指導 自治振興会

閉会のあいさつ 南中山地区自治振興会 副会長

皆さんこんばんは。市長から今年度の詳細な事業説明がありました。来年度から南中山小学校体育館の設計に入るということで、我々期成同盟会といたしましても安心しております。また、疑問な点につきましては、それぞれ市の所管課に尋ねられて、南中山地区がこれからも益々良くなるよう皆さんと一緒にがんばっていこうと思います。本日はありがとうございました。

閉会